

社会福祉法人悠々会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠々会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに実費弁償費等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 この規程で役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

3 報酬とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員等が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会（出席）以外の日において、理事長に命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会（出席）以外の日において、理事長に命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の額の決定)

第6条 法人の全理事の報酬総額は、年間200万円以内とする。

2 法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別に定める役職員等旅費規程に基づいて、報酬及び旅費を支給することができる。

(重複支給の防止)

第8条 同一日に、理事会・評議員会又は運営業務が発生した場合で、理事会・評議員会のいずれにも出席した場合又併せて運営業務に従事した場合には重複支給はしない。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬等の控除)

第10条 役員等に支給した報酬から、法定の源泉徴収をすることができる。

(報酬等の支給日)

第11条 法人及び事業所等の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(報酬等の支給方法)

第12条 新たに役員等に就任した者には、その日から支給する。

2 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として、月割又は日割りによって計算する。

3 本条第2項の規定にかかわらず、常勤又は非常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

4 報酬の支払いについては、銀行振り込みとする事ができる。

(公表)

第13条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第15条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

1. この規程は、平成13年6月1日から施行する。

2. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

3. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	無 し	5,000 円
評議員会出席報酬等	無 し	5,000 円

別表2 (第4条～第6条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長報酬等 (非常勤の場合)	月 額 100,000 円 以内	—
理事報酬 (常勤の場合)	月 額 180,000 円 以内	—
理事及び評議員の業務報酬等	半日額 5,000 円 以内 日 額 10,000 円 以内	5,000 円
監事の報酬等	半日額 5,000 円 以内 日 額 10,000 円 以内	5,000 円